

## 5. 入院したときの食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほか、食事代などの一部をお支払いいただきます。

### ◆療養病床以外に入院したとき

区 分		食事療養費標準負担額	
現役並み所得者・一般		1食につき 460円	
指定難病の医療受給者証をお持ちの方		1食につき 260円	
住民 税 非 課 税	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円
		90日を超える入院(※1)	1食につき 160円
	区分Ⅰ	1食につき 100円	

※1 過去12ヵ月で区分Ⅱの標準負担額減額認定証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を超える場合には、申請して認定を受けると該当になります。

### ◆療養病床に入院したとき

区 分		生活療養標準負担額
現役並み所得者・一般		(食費) 1食につき 460円 (居住費) 1日につき 370円
住 民 税 非 課 税	区分Ⅱ	(食費) 1食につき 210円 (居住費) 1日につき 370円
		(食費) 1食につき 130円 (居住費) 1日につき 370円
	老齢福祉年金を 受給されている方	(食費) 1食につき 100円 (居住費) 1日につき 0円

保健福祉課 保険・医療グループ  
 瀬棚郡今金町字今金17番地の2  
 総合福祉施設 としべつ内  
 電話：0137-82-2780